

予 算 常 任 委 員 会 議 事 録

(令 和 7 年 3 月 1 9 日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年3月19日（水） 午後 1時50分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	辻本 博之	副委員長	中村 直幸
委 員	斧田 秀明		岡野 秀子
	西田いく子		松井 謙昌
	村井 浩二		早瀬 和信
	濱地 知英		
議 長	森田 忠彦		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	地域活性化推進 担 当 部 長	堀内 孝茂
副 町 長	村岡 篤	教 育 次 長	東條 信也
教 育 長	中道 雅夫	秘書政策課長	小南 考弘
政策総務部長	小角 孝彦	企画担当課長	杉山 裕二
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	総務財政課長	岡本 啓子
健康福祉部長	木村 厚江	観光産業課長	木下 明紀
- 6 議会事務局

事 務 局 長	正野 正	書 記	木下 雄平
---------	------	-----	-------
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

（1）議案第19号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）

午後 1時50分 開 会

○辻本委員長 皆さん、本会議に引き続き、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 予算常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お疲れのところ、本会議に引き続きましてご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）の1件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本委員長 本日は全員出席いただいておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正案件が1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○鳥取まちづくり推進部長 議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1頁をお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

第1項既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千668万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億3千401万6千円とするものでございます。

それでは、補正内容についてご説明いたします。

8頁、9頁をお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額3千668万8千円の増額。これは事業別区分4、物価高騰対応重点支援事業として、近年の燃料などのエネルギー価

格や食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせ必要な支援を行う事業で、基準日に太子町住民基本台帳に記載されている方全員に、全国共通おこめ券をお一人当たり５枚配布し、住民の皆様の生活を支援するとともに、物価高騰に伴い、消費者の買い控えにより困窮している事業者への支援とするものでございます。

支出内訳として、１節報酬、３節職員手当等、４節共済費及び８節旅費は、配布に伴う事務補助として会計年度任用職員の雇用に係るもの。

７節報償費３千１６６万３千円は、おこめ券の配布約１万２千６００人の購入費。

１０節需用費３６万４千円は、おこめ券と同封するチラシなどの印刷費。

１１節役務費２６２万２千円は、全町民への配布に必要な郵送費。

１２節委託料３６万３千円は、おこめ券及びチラシ等の封入、封緘業務に要する費用でございます。

なお、財源として全額国庫支出金を充当しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

６頁、７頁をお願いいたします。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、補正額３千６６８万８千円の増額。これは１節総務費管理補助金として、歳出でご説明いたしましたとおり、燃料などのエネルギーや食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を通じ、地方創生を図るための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

以上、議案第１９号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第１号）の内容についての説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○辻本委員長 ただいま歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 基本のところ、ちょっと私、まだ勉強不足で教えていただきたいんですけど、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といったところの、どういうふうな交付金の内容になっておるのか。それと、国会において、この交付金が創設、もしくは地方の計画といったところのスケジュール的なところ、どういうタイムスケジュール、もしくはスキームで動いていたのか教えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず物価高騰の、こちらの対応重点支援交付金のほうなんですけど、内容のほうですね。まず、その名が示すとおり、物価高騰に伴い、こちらのほう、1でしたら住民の皆様に対して何かしらのメニューを、事業を行っていくものでございますけれども、メニューの内容としましては、まず8つございまして、それぞれちょっとご説明しますと、1つ目がエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、こちらのほうは、低所得世帯を対象としました電力、ガスや、灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援。

そして、2つ目がエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、こちらのほうは、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援。

3つ目は消費下支え等を通じた生活者支援、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や、L P ガス、灯油使用者世帯への給付などの支援。

4つ目が省エネ家電等への買換え促進による生活者支援、こちらは家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン、給湯器等への買換えなどの支援。

こちら、4つ説明させていただいたものが、まず生活者支援メニューというものでございます。

そして、続きましての4つが事業者支援ということで、まず1つ目が医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援。こちらのほうは医療機関、介護施設等、障がい福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援というものでございます。

そして、事業者支援2つ目が農林水産業における物価高騰対策支援ということで、配合飼料の使用料低減の取組や、飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調整・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援でございます。

事業者支援3つ目が、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援ということで、特別高圧での受電、L P ガスの使用や街灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響

を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援。

そして、事業者支援 4 つ目、最後ですね。地域公共交通、物流や地域観光事業等に対する支援ということで、地域公共交通、物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援ということになっております。

こちらのほうは今まで詳細にご説明させていただいたことがなかったんですけども、8 つのメニューということで、そのほかに、この 8 つ以外にももっと効果的な取組があるものということで、その他の分類で 9 つ目がございます。

スケジュールに関しましては、現在交付の上限のほうは、今年に入って、昨年末ですか、決まりまして、今回 3 月、今上げさせていただいておりますおこめ券の支援、生活の応援の支援ということで事業のほうをさせていただいた上で、令和 7 年度中にこちらの事業を行うという予定としております。

以上です。

○村井委員 これ、今 8 つの生活支援、事業者支援ということで、主な 8 つのメニュー、国で言ったら 6 千億円ですか、令和 6 年度補正予算というところで、それと今、交付限度額という話が 1 2 月の年末といったところでやるから、この令和 6 年度 1 2 月 1 7 日通知文ということで、都道府県分と市町村分、各市町村にどれだけの予算が行きますというようなところの合算額ですかね。もうホームページでも出ておるんですけど、今、3 月議会のこのタイミングでの上程、もしくは上程というのと、これから支援していこうというメニューのいろいろ 8 つの中でありまして、その中で、いろいろなメニューの中で、太子町としてはこれだと、これで行こうといったところの大きな考え方というのはどういう考えで、今ご説明いただいた事業を進めていこうとなったのか。

支援者とか事業者さんとかいろいろなメニュー、燃料とか水道とかも多分いけるんだと思うんだけど、その辺のところの判断された大きな要因というのを教えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 まずと言いますか、委員ご質問いただきましたこの事業に至った背景というところなんですけれども、先ほどご説明させていただきました生活者支援、事業者支援、それぞれ合わせて 4 つずつ、8 つのメニューがございます。ただ、物価高騰対応ということで、もちろん今後、今回の交付上限額、交付上限のほうは 3 千 8 4 5 万

7千円ということなんですけれども、今回上げさせていただいている事業に関しましては、そこにはまだ満ちていないといえますか、そこまで行っていない状況でございます。

ただ、まず今回に関しましては、生活者、住民の皆さんに行き届くような支援のほうを行うというところで、生活者支援、先ほどご説明させていただきました生活者支援の3つ目、消費下支え等を通じた生活者支援のほうをさせていただくという経過になって、取り急ぎ、こちらのほうは令和7年度当初から動けるようにということで、今回取り急ぎといえますか、3月補正ということで上げさせていただいたところでございます。

今後に関しましても、先ほど申し上げましたように、交付上限額までには行っていない状況でございますので、ほかに事業のメニューが何かできないかというところに関しましては、改めてこちらのほう、検討のほうをさせていただくという形になるかと思えます。

以上です。

○村井委員 おこめ券ということで、これは国の制度で中々その地域の経済状況、もしくは商業、商業によって、住民さんが利用される施設の条件によって、国からの支援金をうまく活用できるような地域の状況によってとか、いろいろその差によって、市町村によっていろいろあると思うんです。地域通貨があるようなところとか、ポイントがあるようなところとか、お買い物できるような施設、もしくはそういうふうにするような施設がいっぱい、たくさんあるとかね。

そういうところの町だったら、そういうふうに住民さんに幅広く還元、還元ではなくて支援に活用していただくといったところもあるかと思うんですけど、ただ、太子町としては、今回おこめ券で支援していくといったところで、その判断に至ったところの、もう一回ちょっといろいろ検討されたと思うんですよ。

そういうふうなところで、なぜおこめ券になったのか教えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 委員おっしゃっている恐らくご質問に関しましては、おこめ券ではなくても、商品券にもいろいろあるのかどうかというところを含めてのご質問だというふうに思っております。こちらのほう、まず今回取り扱う予定としておりますのが、全国米穀販売事業共済協同組合、略して全米販と呼ばれますおこめ券となるんですけれども、まずおこめ券に関しまして私のほうからご説明しますと、500円の売値、売値といえますか購入価格に対して、チケット自体は440円の価格のものを配らせていただくと。500円で買っても440円のもので手元に届くという形なんですけれども、な

ぜかと申しますと、こちらのほうは物流に係る、物流といいますか、流通経費であるとか印刷経費等に係る経費というのを全米販のほうで一旦まず抜いている、抜いているといいますか差額のほうを徴収しているというところでございます。

こちらのほう、取扱店、メリットとしましては、まず取扱店の手続きが不要なところでございます、本来ほかのギフトカードを取り扱うためには、取扱店の手続き、審査等が必要になることが多いです。このおこめ券の場合は、取扱店の手続きに関して不要であるというところで、おこめ券と言いながらも、あと、取扱店の判断によって、お米だけではなくて、その店で、事業者さんが店で扱っていただいている品物、どのようなものでも取り扱っていただけるということになっていますので、利用者においても利便性も良いものというふうになっているところと、先ほど申し上げました60円の流通経費、印刷費等を最初に取っているんですけども、これなんですけれども、最初に60円取っているというところがあるんですが、仮にVISAとか、つまり、ほかの商品券といいますか、そのようなものを取っている、そのようなほかの商品券に関しましては、いわゆる消費者が事業者さんで取り扱われた後、事業者さんが手数料、数%を取扱会社といいますか商品券取扱会社に支払うという仕組みになっていまして、見えないところで事業者さんに負担がかかっているというところがございます。

一方、おこめ券については、事業者は受け取った券を郵送する。振込口座と言いますか、そのようなものと一緒におこめ券を郵送するということで、費用のみで手数料が発生することがないという仕組みになっております。ですので、今回の事業スキームにおきましては、町で売値500円のおこめ券を購入して、あらかじめほかの商品券で言いますところの手数料にあたる部分を負担しておくことによりまして、事業者にも精算手数料というものが負担がないことから、消費者生活支援というところと事業者支援、両方の側面により事業を実施できるというふうに考えておりまして、今回おこめ券のほうを採用しようという流れになりました。

以上でございます。

○村井委員 今ご説明いただいた中で、利用された商店主さんとかいろいろ事業主さんのほうで手続きが簡素化になるといったところで、おこめ券、ほかのものだったら登録してもらわなあかんとかシステムを変えてもらわなあかんとか、いろいろな煩雑な手続きの中で、いや、そんなのだったら、うちのところはもう加盟しないわとか、使えるようにはちょっとごめんなさいというようなこともあると思うんだけどね。

生活支援と大きく分けて事業支援といったところで、これは太子町がよく、事業を進める中で相乗効果を狙いに行ってできた制度と、住民さんの手に渡ったときに、すごい逆に何か使いづらいなみたいな、そういうことをちょくちょく見かけるんです。今日の質問にも、ちょっと一般質問の中にもありましたけど、その狙いというのはしっかりと、ここのところのターゲットにしっかり支援が届くんだというようなところの目的を持ってやっていかんと、事業者のところの地域活性化も狙いに行きましたみたいなところで、結局それで利用のところがそんなに、何か言ったら逆にわんさか来てえらいことになったわというのものもあるのかも分からないですけどね。

ちょっとその辺のところも、今聞いていたら商工会としっかり連携して、地域の使えるような加盟店というんですか登録店というんですか、そういうところの動きがすごく必要で、よそでも、太子町外でも使えますよ、それはもう太子町外の方で住民さんがうまいこと利用してくださって、それで生活者支援につながったらそれで私はいいと思うんですけど、事業者支援といったところでいくと、そこの商工会との連携というのは、これはすごく重要性が高いと思うんですけど、その辺の今お考えはどのように考えているんですか。

○木下観光産業課長 全米販のおこめ券ですが、まず、今の時点で全米販のホームページに上がっております町内で利用できるお店というのは、公式にはサンプラザ太子店のみでございます。先ほど杉山課長のほうからも説明ありましたけれども、基本的には取扱店の登録というのは不要でございます。ですので、今後はまず広報紙、本町の広報紙を利用しまして、町内で取扱いをしていただける事業者さんを募集したいと考えてございます。その上で、おこめ券を配送するときには、町内の事業者リストと共に配送したいと考えてございます。

以上です。

○辻本委員長 ほかに。

○村井委員 ごめんなさい。今広報紙でと言ったけど、私、だから、商工会の方々と密に連携を取って事業を進めていかなあきませんよというようなところのことを、私の考えなんですけど、広報紙で住民さんに幅広く募集しますというスタンスだったら、スタンスでそれでいいと思うんですけど、何のために商工会さんがみんな日頃からそういうようなところの措置をやってやっているのか。こういうときこそちゃんと行政と連携を組んで、生活支援と事業者支援というようなところの相乗効果を発揮していくんだという

ようなところのことで、限られた予算を最大限に効果を出していくんだったら、その団体との連携はすごく大事だと思うのでね。

太子町が広報で一般的にやっていますよと、見ていないので、みんな。正直言って見ていないんです、気づいていないんです。それは現状しっかり分かなあかんと思いますので、その辺のところもしっかりこれから検討してもらって、1人でも、私も物価高騰で高いなと思うところもありますし、その支援が助かったわと言ってもらえるように事業を進めてもらいますようお願いします。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○木下観光産業課長 先ほどの村井委員のご質問に、すみません、説明が漏れてございましたんですけども、町内の広報紙で募集するとともに、商工会太子町支部の事業者の皆様には、別途ご連絡を取りたいと考えてございます。

以上です。

○松井委員 今たまたま村井副議長が詳しく聞いてくれたので良かったんですが、今説明してくれた、何かA4一枚でも、この予算書にない形で、附属資料だったら綴じておかなあかんけど、何か参考資料みたいで、何か対象、名称がこの物価高騰何とか、対象がどんなのとか、今説明、たとえA4一枚でも何かついていれば、我々だって、こういうことだと分かるんですけど、今たまたま聞いてくれたから良かったんですけども、これからこんな難しいことは、ちょっと紙のやつでつけていただいたら助かったと思うんです。ようまた検討しておいていただけますでしょうか。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 ちょっと何か分かりづらくて、だから、これでいくと5枚配布だから、1人2千500円の分がもらえて、440円と言っていたけど、2千500円のものが買える。おこめ券と名がついているから、お米に特化してないけれども、サンプラザと言ったけれども、お米が売っているところでないとかあかんのかなと今思っちゃったんですけど、そうでもない。また、地域振興券も太子町だけというのがあったけど、おこめ券も太子町内のお店でしか使えないのか。そこがちょっと分からなかったのをお願いします。

○木下観光産業課長 まず額のほうでございますけれども、500円というのは、太子町が全米販から購入する価格でございます。額面は440円になりますので、住民さんの方はお一人2千200円の物が買えるということになります。あと利用、お米以外のものということなんですけれども、極端な話ですけども、例えばガソリンスタンドが取

扱店として手を挙げてくださった場合、ガソリンスタンドでも使えるということになります。お米以外のものでも使えると。ただ、それに関しましては、事業者さんがどれぐらい手を挙げてくれるのかということになります。

あと、おこめ券については、全国共通のおこめ券でございますので、太子町外でも使うことは可能でございます。ただし、やはり事業者支援という側面がございますので、我々としたら太子町内で使っていただきたいという思いがございますので、配送のときには太子町内で利用できるリストと共に配送したいと考えてございます。

以上です。

○西田委員 これを通ったら、いつから作業が始まって、手元に届くのはいつ頃になりそうなんですか。

○木下観光産業課長 早い時期に送付したいと考えておるところではございますけれども、まず、おこめ券利用可能な町内事業者の募集というものを進めないといけないと考えてございます。あと、配送事業者の調整であったりとか、封入作業の手法の調整がございます。ミスがないように慎重に進める必要がございますので、お時間を頂戴したいと考えておりますが、できるだけ早い時期に送付したいと考えてございます。

以上です。

○西田委員 それは5月中とか、そういうふうまでもよう言わんと。

○木下観光産業課長 まず、事業者の募集ですけれども、5月広報で事業者の募集をかけますので、それを確定するのが5月末ぐらいになろうかなと思いますので、そこからリストを作ってとなりますので、私の試算では夏までには配布してしまいたいと考えてございます。

以上です。

○西田委員 先ほどの物価高騰対応重点支援事業はまだ全額使っていないから、これを夏までに配ることを考えながら、今残り分、何に使うかというのは考えているところなんですか。

○杉山企画担当課長 おっしゃるとおりでございますして、3月補正で今回上げさせていただいているおこめ券のこの事業以外に並行してと言いますか、今後また早急に考えさせていただきたいと。ほかの事業についても考えさせていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午後 2時21分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 辻 本 博 之